

令和4年3月7日

一般廃棄物処分業許可（更新）証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許可業者	住所	西条市船屋乙5番地7
	名称	株式会社 クリーンダスト
	代表者	代表取締役 菊地 英二郎
許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間	
許可に係る事業の範囲	最終処分	処理品目：汚泥、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、ガラスくず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、コンクリートくず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、コンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有一般廃棄物を含む。）、陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）若しくは、ばいじん又はこれら的一般廃棄物を処分するために処理したもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。） 処理方法：埋立処分
許可に係る施設	最終処分場	設置場所：西条市船屋乙2番地1外 埋立面積：26, 270m ² 埋立容積：345, 334m ³
許可条件	1. 処分作業（以下「作業」と言う。）を行うにあたっては、常に関係法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければならぬ。 2. 作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭がもれることのないように注意すること。 3. 作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応し、早急に解決策を講ずるものとする。 4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月10日までに報告すること。	